

第 5 期 決 算 公 告

平成22年6月30日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行
頭取 永易 克典

連結貸借対照表(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	6,309,015	預 金	111,605,569
コールローン及び買入手形	407,622	譲 渡 性 預 金	9,293,811
買 現 先 勘 定	610,605	コールマネー及び売渡手形	1,109,684
債券貸借取引支払保証金	4,827,881	売 現 先 勘 定	4,718,493
買 入 金 銭 債 権	2,915,209	債券貸借取引受入担保金	2,681,559
特 定 取 引 資 産	7,625,318	コマーシャル・ペーパー	196,929
金 銭 の 信 託	265,824	特 定 取 引 負 債	4,927,159
有 価 証 券	52,565,731	借 用 金	2,853,926
貸 出 金	74,892,593	外 国 為 替	728,714
外 国 為 替	1,045,928	短 期 社 債	79,464
そ の 他 資 産	4,555,204	社 債	5,471,632
有 形 固 定 資 産	1,094,776	そ の 他 負 債	4,045,141
建 物	236,154	賞 与 引 当 金	21,785
土 地	614,728	役 員 賞 与 引 当 金	140
リ ー ス 資 産	4,448	退 職 給 付 引 当 金	33,010
建 設 仮 勘 定	14,309	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	548
その他の有形固定資産	225,135	ポ イ ン ト 引 当 金	857
無 形 固 定 資 産	632,398	偶 発 損 失 引 当 金	61,641
ソ フ ト ウ ェ ア	269,433	特 別 法 上 の 引 当 金	1,237
の れ ん	275,442	繰 延 税 金 負 債	27,724
リ ー ス 資 産	353	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	182,300
その他の無形固定資産	87,167	支 払 承 諾	7,753,270
繰 延 税 金 資 産	563,531	負 債 の 部 合 計	155,794,605
支 払 承 諾 見 返	7,753,270	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△ 969,733	資 本 金	1,711,958
		資 本 剰 余 金	3,878,275
		利 益 剰 余 金	1,854,127
		株 主 資 本 合 計	7,444,361
		その他の有価証券評価差額金	226,987
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	105,955
		土 地 再 評 価 差 額 金	217,470
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 201,194
		米 国 会 計 基 準 適 用 子 会 社 に お け る 年 金 債 務 調 整 額	△ 36,930
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	312,288
		少 数 株 主 持 分	1,543,922
		純 資 産 の 部 合 計	9,300,572
資 産 の 部 合 計	165,095,177	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	165,095,177

連結損益計算書

〔平成21年 4月 1日から
平成22年 3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	3,515,787
資金運用収益	2,151,556
貸出金利	1,425,343
有価証券利息配当	424,379
コールローン利息及び買入手形利息	3,795
買債先受利息	4,546
債券貸借取引受入利息	6,210
預金の他の受入利息	23,278
その他の受入利息	264,003
信託報酬	12,433
役員務取引等収益	655,449
特定取引収益	117,950
その他の業務収益	364,052
その他の経常収益	214,345
経常費用	3,057,501
資金調達費用	505,649
預金利息	244,098
譲渡性預金利息	41,003
コールマネー利息及び売渡手形利息	5,228
売債先受利息	13,687
債券貸借取引支払利息	2,032
コマース・ペーパー利息	745
借入金利息	38,117
短期社債利息	477
その他の支払利息	122,566
役員務取引等費用	37,690
その他の業務費用	121,555
営業経費	269,249
その他の経常費用	1,374,153
貸倒引当金繰入額	786,894
その他の他の経常費用	270,665
	516,228
経常利益	458,286
特別利益	127,156
固定資産処分益	6,822
償却債権取立益	51,345
金融商品取引責任準備金取崩額	238
投資損失引当金戻入益	34,027
子会社株式売却益	13,361
事業分離における移転利益	10,843
持分変動利益	10,516
特別損失	29,327
固定資産処分損失	18,421
減損損失	9,685
子会社株式売却損失	1,220
税金等調整前当期純利益	556,114
法人税、住民税及び事業税	70,466
法人税等還付税額	△ 18,156
法人税等調整額	79,487
法人税等合計	131,797
少数株主利益	61,430
当期純利益	362,886

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 138 社

主要な会社名

エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社	BTMU Participation (Thailand) Co., Ltd.
三菱UFJファクター株式会社	PT U Finance Indonesia
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	BTMU Capital Corporation
カブドットコム証券株式会社	BTMU Lease (Deutschland) GmbH
株式会社日本ビジネスリース	BTMU Leasing & Finance, Inc.
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	PT. BTMU-BRI Finance
UnionBanCal Corporation	

なお、BTMU Preferred Capital 9 Limited 他 1 社は、新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、株式会社UFJ日立システムズ他 9 社は、合併に伴う消滅、清算等により、子会社及び子法人等でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

株式会社泉州銀行他 6 社は、株式移転に伴う議決権の所有割合の低下等により、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (3) 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社又は子法人等としなかった当該他の会社等の名称

該当ありません。

- (4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

なお、株式会社池田泉州ホールディングス他 30 社は、株式会社池田銀行と株式会社泉州銀行の共同株式移転による新規設立等により、当連結会計年度中に持分法適用の非連結の子法人等となりましたが、その後、株式売却に伴う議決権の所有割合の低下等により子法人等でなくなったため、持分法適用の非連結の子会社及び子法人等から除いております。

(2) 持分法適用の関連法人等 45 社

主要な会社名

株式会社池田泉州ホールディングス	株式会社モビット
株式会社中京銀行	Dah Sing Financial Holdings Limited
株式会社じぶん銀行	Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd.
東銀リース株式会社	PT. Bank Nusantara Parahyangan, Tbk.
三菱UFJキャピタル株式会社	Bangkok BTMU Limited
株式会社ジャックス	BTMU Holding (Thailand)Co., Ltd.
株式会社ジャルカード	

なお、株式会社池田泉州ホールディングス他3社は、子法人等からの異動、新規設立等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。

また、株式会社岐阜銀行他5社は、議決権の所有割合の低下、清算等により関連法人等でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

SCB Leasing Public Company Limited

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権（業務執行権）の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

株式会社京都レメディス	ファルマフロンティア株式会社
株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ	株式会社 Spring
株式会社パスト	Beaunet Corporation Limited

（関連法人等としなかった理由）

ベンチャーキャピタル事業等を営む連結される子法人等が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

10 月末日	1 社
12 月末日	87 社
1 月 24 日	11 社
1 月末日	1 社
2 月末日	1 社
3 月末日	37 社

(2) 10 月末日を決算日とする連結される子会社については、1 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

また、その他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

UnionBanCal Corporation 及びカブドットコム証券株式会社に係るのれんの償却、株式会社ジャルカード及び株式会社池田泉州ホールディングスに係るのれん相当額の償却並びに株式会社ジャックスに係る負ののれん相当額の償却は、原則として発生年度以降 20 年間で均等償却しております。なお、その他の金額に重要性が乏しいのれん、のれん相当額、負ののれん及び負ののれん相当額については、発生年度に全額償却しております。

連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息配当金、売却損益及び評価損益）を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法によっております。

なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、原則として時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 15年～50年

その他： 2年～20年

また、連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として3年～10年）に対応して定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成 18 年 3 月 31 日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 18 年 8 月 11 日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 860,582 百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理

(会計方針の変更)

当連結会計年度末から企業会計基準第 19 号「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その 3）」（平成 20 年 7 月 31 日 企業会計基準委員会）を適用しております。

これによる未認識数理計算上の差異に与える影響は軽微であります。なお、未認識数理計算上の差異は発生の翌連結会計年度から費用処理することとしているため、当連結会計年度の連結財務諸表等に与える影響はありません。

(11) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の連結される子会社及び子法人等が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(12) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「スーパー IC カード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(13) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(14) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第 46 条の 5 第 1 項、第 48 条の 3 第 1 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条、第 189 条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(15) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(16) リース取引の処理方法

(借手側)

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第 24 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 2 月 13 日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という）及び会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（平成 12 年 1 月 31 日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第 24 号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成 14 年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第 15 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 2 月 15 日 日本公認会計士協会）を適用して実施してありました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成 15 年度から最長 14 年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 5,654 百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は 6,478 百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第 25 号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 7 月 29 日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

(18) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。

(19) 手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。

(20) 在外の子会社及び子法人等の会計処理基準

在外の子会社及び子法人等の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続き上利用しております。

なお、在外の子会社及び子法人等の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、米国会計基準に準拠して修正しております。

また、連結決算上必要な修正を実施しております。

(追加情報)

一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。

この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。

これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は21,177百万円減少、「繰延税金資産」は8,259百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は12,917百万円減少しております。

なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「5. 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は5,209百万円増加、投資損失引当金は34,543百万円減少、繰延税金資産は6,267百万円減少、その他有価証券評価差額金は9,180百万円増加し、経常利益は7,875百万円減少、税金等調整前当期純利益は24,305百万円増加しております。

表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度から区分して表示しております。

なお、前連結会計年度の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した「法人税等還付税額」は1,827百万円であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資を除く）187,154百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に129,977百万円含まれております。
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は663,551百万円、再貸付に供している有価証券は391百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは9,891,719百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は99,433百万円、延滞債権額は976,028百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は25,295百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は265,780百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,366,537百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は801,515百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	2,159百万円
特定取引資産	499,910百万円
有価証券	1,057,965百万円
貸出金	760,676百万円
その他資産	71,729百万円

担保資産に対応する債務

預金	408,098 百万円
コールマネー及び売渡手形	540,000 百万円
特定取引負債	48,902 百万円
借入金	1,086,802 百万円
その他負債	56,162 百万円
支払承諾	985 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 12,625 百万円、買入金銭債権 155,200 百万円、特定取引資産 20,961 百万円、有価証券 4,718,265 百万円及び貸出金 7,656,106 百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は 1,441,426 百万円、有価証券は 8,940,086 百万円であり、対応する売現先勘定は 4,715,183 百万円、債券貸借取引受入担保金は 2,597,241 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 15,405 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、56,557,663 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 54,247 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 848,976 百万円
 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 81,784 百万円

13. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(借手側)

(1) 取得価額相当額

有形固定資産	81,119 百万円
無形固定資産	1,827 百万円
合計	82,946 百万円

(2) 減価償却累計額相当額

有形固定資産	56,206 百万円
無形固定資産	1,327 百万円
合計	57,534 百万円

(3) 年度末残高相当額

有形固定資産	24,912 百万円
無形固定資産	499 百万円
合計	25,412 百万円

(注)取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(4) 未経過リース料年度末残高相当額

1 年内	12,560 百万円
1 年超	13,043 百万円
合計	25,603 百万円

(注)未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(5) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	16,199 百万円
減価償却費相当額	16,209 百万円

(6) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 442,500 百万円が含まれております。

15. 社債には、劣後特約付社債 3,480,848 百万円が含まれております。

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 2,538,370 百万円であります。

17. 1株当たりの純資産額 574 円 78 銭

18. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 83 百万円

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 1,367,387 百万円
年金資産（時価）	1,492,645
未積立退職給付債務	125,257
未認識数理計算上の差異	240,258
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△ 15,172
連結貸借対照表計上額の純額	350,343
前払年金費用	383,353
退職給付引当金	△ 33,010

20. 当連結会計年度末の連結自己資本比率（国際統一基準）は 15.54% であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 131,103 百万円及びリース業を営む連結される子会社及び子法人等に係る受取リース料 21,442 百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 263,483 百万円及び株式等売却損 86,673 百万円を含んでおります。
3. 1株当たり当期純利益金額 30円16銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 30円16銭

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務をはじめ有価証券投資、その他の証券業務、為替業務等の総合金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場からの資金調達やデリバティブ取引でのリスク・ヘッジを行う等、市場の状況や長短のバランスを調整して、金利・為替等の変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行は、貸出金をはじめ有価証券やデリバティブ取引等の様々な金融商品を保有しているため、信用リスク、市場リスクに晒されております。

信用リスクとしては、貸出金等の債権について、債務者の財務状況の悪化等により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

市場リスクとしては特に、内外金利、為替レート、及び株価・債券価格の市場変動等が挙げられます。例えば、内外金利が上昇した場合には、当行の保有する国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値が減少し、円高となった場合には、当行の外貨建有価証券等の円換算価値が減少します。また、当行は市場性のある株式を保有しており、株価が下落した場合には、保有株式の時価が減少します。なお、当行は、トレーディングやALMの一環で、金利スワップ等のデリバティブを保有しており、為替や金利が大きく変動した場合には、保有しているデリバティブの時価が大きく変動する可能性があります。デリバティブのヘッジ目的の取引において、金利リスク・ヘッジについては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。また、為替変動リスク・ヘッジについては、外貨建の金銭債権債務等をヘッジ対象としており、通貨スワップ取引及び為替予約をヘッジ手段として指定しております。なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、与信ポートフォリオを定期的にモニタリングし、状況を把握するとともに、信用格付制度、資産自己査定制度を評価基準として、信用リスクの適時かつ適正な把握に努めております。

当行では、信用リスク管理規則に基づいて銀行全体の信用リスク管理体制を整備しております。また、各グループ会社の信用リスク管理体制への指導等を通じて、グループ全体の信用リスクを管理しております。

当行では、個別案件の審査・与信管理にあたり、審査管理部署と営業推進部署を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。

また、経営陣による投融資委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を報告・審議しております。

以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

(イ) リスク管理体制

当行では、フロントオフィス（市場部門）から独立した、バックオフィス（事務管理部署）及びミドルオフィス（リスク管理部署）を設置し、相互に牽制が働く体制としております。経営陣による管理体制につきましては、取締役会において市場リスク管理体制の枠組みを定めるとともに、経営会議において市場性業務に係る権限を設定しております。また、自己資本の範囲内において、市場リスク量に見合う経済資本を割り当て、経済資本をベースに市場リスク量の限度額を設けるとともに、損失限度額を設定することで、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるように運営しております。

(ロ) 市場リスクマネジメント

当行では、市場リスクの状況やリスク限度額、損失限度額の運営状況について、それぞれ日次でリスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステスト等を用いた複合的なリスクの分析を実施し、定期的に ALM 委員会やリスク管理委員会等へ報告しております。

当行の各部門の運営においては、市場性資産・負債に係る金利・為替等の市場変動リスクに対して、有価証券取引やデリバティブ取引でのリスクヘッジを適宜実施する等、適切なリスク運営を行っております。また、特定取引勘定の対象取引及びその管理方法については、文書により明確化し、価格評価の方法及びその運用の適切性について、当該勘定を適切に運用していることを内部監査により定期的に確認しております。

(ハ) 市場リスク量の計測モデル

市場リスクは他のリスクに比べ日々の変動が大きいため、当行ではバリュー・アット・リスク (VaR) を用いた市場リスク量を日次で把握・管理しております。

市場リスク量は、トレーディング業務、バンキング業務共に同様の市場リスク計測モデルで算出しており、市場リスク計測モデルには主にヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 10 営業日、信頼水準 99%、観測期間 701 営業日）を採用しております。

※ヒストリカル・シミュレーション法とは、現在のポートフォリオに対して過去一定期間内で実際に起きた市場変動をあてはめた場合に発生すると推定される損益をシミュレーションして VaR を算出する手法です。この手法は市場変動の特性を直接的に反映させることが可能となること、オプション性のリスクを精緻に計測できること等が特徴です。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、円貨・外貨のそれぞれについて、資金調達の構成内容や資金繰りギャップの管理、コミットメントライン等の資金流動性を供給する商品の管理及び資金流動性維持のための準備資産の管理等を行い、適正な資金流動性の確保に努めております。

具体的には、取締役会は、流動性リスク管理の枠組みを定めるとともに、資金繰りの逼迫度に応じたステージ運営及び各ステージにおける管理を実施しております。流動性リスク管理部門は、他部門から独立して牽制機能が発揮できる体制とし、資金繰り逼迫度合いの判定、限度枠遵守状況のモニタリング等を行い、ALM委員会や取締役会等に報告しております。資金繰り管理部門は、適切な資金繰り運営・管理を行い、流動性リスク管理部門に対し、定期的に資金繰り状況及び予測、流動性リスクの状況を報告するとともに、ALM委員会等にも定期的に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	6,309,015	6,309,015	—
(2) コールローン及び買入手形	407,622	407,622	—
(3) 買現先勘定	610,605	610,605	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	4,827,881	4,827,881	—
(5) 買入金銭債権（*1）	2,915,209	2,971,186	55,977
(6) 特定取引資産	2,585,099	2,585,099	—
(7) 金銭の信託	265,824	265,824	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	258,612	263,937	5,325
その他有価証券	51,587,353	51,587,353	—
(9) 貸出金	74,892,593		
貸倒引当金（*1）	△ 841,589		
	74,051,003	74,637,077	586,073
(10) 外国為替（*1）	1,045,928	1,045,928	—
資産計	144,864,155	145,511,532	647,376
(1) 預金	111,605,569	111,669,981	64,412
(2) 譲渡性預金	9,293,811	9,305,284	11,473
(3) コールマネー及び売渡手形	1,109,684	1,109,684	—
(4) 売現先勘定	4,718,493	4,718,493	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	2,681,559	2,681,559	—
(6) コマーシャル・ペーパー	196,929	196,929	—
(7) 特定取引負債	12,981	12,981	—
(8) 借入金	2,853,926	2,874,515	20,588
(9) 外国為替	728,714	728,714	—
(10) 短期社債	79,464	79,464	—
(11) 社債	5,471,632	5,601,865	130,232
負債計	138,752,768	138,979,475	226,707
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	103,866	103,866	—
ヘッジ会計が適用されているもの	309,945	309,945	—
デリバティブ取引計	413,811	413,811	—

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額にて計上しております。
- (※2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いて評価しております。また、これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出資産を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づき算出した価額を時価としております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。なお、個人向けの住宅ローン等の内、変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は帳簿価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

(10) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものの大半は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、及び(6) コマーシャル・ペーパー

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 特定取引負債

トレーディング目的で売付けしている債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結される子会社及び子法人等のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(9) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(11) 社債

当行並びに連結される子会社及び子法人等の発行する社債の時価は、市場価格によっております。一部の社債は、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格がない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該社債の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結される子会社及び子法人等のプレミアムを加味した同様の社債において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8)その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (評価性引当金控除前) (百万円)
① 非上場株式 (* 1) (* 2)	338,359
② 組合出資金等 (* 2) (* 3)	194,225
③ その他 (* 2)	26
合 計	532,611

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

- (※ 2) 当連結会計年度において、非上場株式等について 32,538 百万円減損処理を行なっております。
- (※ 3) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及び短期社債等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△1,827

2. 満期保有目的の債券 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	種類	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸 借対照表計上 額を超えるもの	債券	250,176	254,500	4,323
	国債	250,176	254,500	4,323
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,074,284	1,131,406	57,122
	外国債券	2,768	3,771	1,002
	その他	1,071,515	1,127,635	56,120
	小計	1,324,461	1,385,906	61,445
時価が連結貸 借対照表計上 額を超えない もの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	86,692	86,549	△142
	外国債券	2,837	2,837	—
	その他	83,855	83,712	△142
	小計	86,692	86,549	△142
合計		1,411,153	1,472,456	61,302

3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	株式	2,155,896	1,442,861	713,035
	債券	19,038,063	18,882,472	155,591
	国債	15,624,478	15,526,186	98,291
	地方債	266,824	258,707	8,117
	社債	3,146,761	3,097,578	49,182
	その他	5,767,911	5,592,220	175,690
	外国株式	153,604	97,443	56,161
	外国債券	5,266,748	5,174,803	91,945
	その他	347,557	319,973	27,583
	小計	26,961,870	25,917,553	1,044,317
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	株式	1,221,667	1,543,335	△321,668
	債券	20,338,083	20,389,283	△51,199
	国債	19,439,317	19,468,365	△29,047
	地方債	12,988	13,064	△75
	社債	885,777	907,853	△22,075
	その他	3,480,323	3,623,115	△142,792
	外国株式	4	5	△1
	外国債券	2,582,349	2,624,707	△42,358
	その他	897,969	998,402	△100,432
	小計	25,040,074	25,555,734	△515,660
合計	52,001,945	51,473,288	528,657	

(注) なお、上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより20,220百万円(費用)を損益に反映させた結果、純資産直入の対象となる額は548,877百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額5,908百万円を加えた554,785百万円から繰延税金負債213,065百万円を控除した額341,720百万円に少数株主持分相当額14,679百万円を加え、持分法適用の関連法人等が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額15,651百万円を控除した額340,747百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	466,530	127,093	72,801
債券	46,051,500	102,003	34,554
国債	45,561,767	100,635	33,448
地方債	198,034	161	288
社債	291,698	1,206	817
その他	15,403,790	108,789	81,664
外国株式	46,676	3,642	10,622
外国債券	15,069,085	86,107	52,972
その他	288,028	19,040	18,069
合計	61,921,821	337,886	189,020

5. 保有目的を変更した有価証券

一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に、従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品を時価（112,356百万円）により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。

この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成22年3月31日現在）

	時価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上 されたその他有価証券 評価差額金の額 (百万円)
その他（買入金銭債権）	134,230	113,063	△41,975

6. 当連結会計年度前に保有目的を変更した有価証券

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成22年3月31日現在）

	時価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上 されたその他有価証券 評価差額金の額 (百万円)
その他（買入金銭債権）	1,007,126	972,327	△72,076

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、時価を把握することが極めて困難と認められるものも含め、64,179百万円（うち、株式28,439百万円、債券その他35,739百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	42,573	44

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	223,250	222,758	492	492	0

(注) 1 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 なお、上記の差額から繰延税金負債 200 百万円を控除した額 291 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

連結される子法人等 (カブドットコム証券株式会社)

(1) スtock・オプションの内容

	平成 15 年 ストック・オプション	平成 16 年 ストック・オプション	平成 18 年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名) 注 3	同社取締役 1 名 同社従業員 36 名	同社取締役 1 名 同社監査役 1 名 同社従業員 4 名	同社取締役 1 名 同社執行役 1 名 同社従業員 31 名
株式の種類別のストック・オプションの数 注 1、2	同社普通株式 12,861 株	同社普通株式 1,854 株	同社普通株式 4,314 株
付与日	平成 15 年 12 月 31 日	平成 16 年 4 月 30 日	平成 18 年 3 月 31 日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 22 年 12 月 31 日	自 平成 18 年 5 月 1 日 至 平成 22 年 12 月 31 日	自 平成 19 年 7 月 1 日 至 平成 24 年 6 月 30 日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

2 平成 15 年ストック・オプション及び平成 16 年ストック・オプションについては、平成 16 年 9 月 28 日及び平成 17 年 7 月 20 日それぞれにおいて、同社は 1 株を 3 株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

3 平成 16 年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役 1 名は、平成 16 年 6 月 22 日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役に就任しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成 15 年 ストック・オプション	平成 16 年 ストック・オプション	平成 18 年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	378	171	3,201
権利確定	—	—	—
権利行使	—	63	—
失効	—	—	51
未行使残	378	108	3,150

② 単価情報

	平成 15 年 ストック・オプション	平成 16 年 ストック・オプション	平成 18 年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	15,000	22,366	327,022
行使時平均株価 (円) 注 1	—	116,000	—
付与日における公正な評価 単価 注 2	—	—	—

(注) 1 平成 15 年ストック・オプション及び平成 16 年ストック・オプションについては、平成 16 年 9 月 28 日及び平成 17 年 7 月 20 日それぞれにおいて、同社は 1 株を 3 株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。

2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

1. 当行の連結される子会社である三菱UFJ住宅ローン保証株式会社は、平成21年7月21日、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結される子法人等であるアコム株式会社と吸収分割契約を締結し、同年9月1日、無担保カードローンの信用保証に関する事業を会社分割し、アコム株式会社へ承継いたしました。当該吸収分割は共通支配下の取引等に該当する事業分離であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、事業分離の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(イ) 分割会社

三菱UFJ住宅ローン保証株式会社

(ロ) 承継会社

アコム株式会社

(ハ) 事業の内容

当行が販売する無担保カードローンの会員から委託を受けて保証する信用保証事業

② 事業分離の法的形式

吸収分割

③ 取引の目的を含む取引の概要

平成20年9月8日に、当行、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びアコム株式会社との間で合意した「アコムと三菱UFJフィナンシャル・グループおよび三菱東京UFJ銀行の業務・資本提携の更なる強化について」に基づく、MUFGグループのコンシューマーファイナンス事業の競争力強化に向けた機能再編の一環として行ったものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）に規定する会計処理を適用した結果、事業分離における移転利益が発生しております。

分離した信用保証事業に係る保証債務の金額	188,234百万円
事業分離における移転利益	10,843百万円
(内訳)	
会社分割譲渡対価	4,682百万円
<u>貸倒引当金取崩</u>	<u>6,161百万円</u>
事業分離における移転利益	10,843百万円

2. 当行の連結される子会社である株式会社泉州銀行（以下「泉州銀行」という）と持分法非適用の関連法人等である株式会社池田銀行（以下「池田銀行」という）は、平成21年5月25日に、当行、泉州銀行及び池田銀行の3行の間で締結した「経営統合契約書」に基づき、平成21年10月1日に共同株式移転により、株式会社池田泉州ホールディングスを設立し、両行は株式会社池田泉州ホールディングスの完全子会社となりました。この結果、泉州銀行は当行の連結範囲から除外されております。

(1) 各結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称

① 各結合当事企業の名称及びその事業の内容

池田銀行（普通銀行業務） 泉州銀行（普通銀行業務）

② 企業結合を行った主な理由

両行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的に、本件経営統合を行いました。池田銀行、泉州銀行及び共同持株会社で構成される新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保し、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。

③ 企業結合日

平成 21 年 10 月 1 日

④ 企業結合の法的形式

株式移転

⑤ 結合後企業の名称

株式会社池田泉州ホールディングス

(2) 実施した会計処理の概要

企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」（平成 17 年 12 月 27 日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成 17 年 12 月 27 日 企業会計基準委員会）に規定する会計処理を適用した結果、のれん相当額及び持分変動利益が発生しております。

① 発生したのれん相当額の金額 24,875 百万円

② 発生原因 池田銀行に対して投資したとみなされる額と、これに対応する企業結合時の池田銀行の時価純資産額との差額による。

③ 償却方法及び償却期間 20 年間で均等償却

④ 持分変動利益の金額 10,431 百万円

(3) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている泉州銀行に係る損益の概算額

経常収益 26,320 百万円

経常費用 25,341 百万円

経常利益 978 百万円

(重要な後発事象)

優先株式の取得について

当行は平成 22 年 2 月 24 日開催の取締役会において、当行発行の第一回第二種優先株式の全部(1 億株)につき、資本政策の一環として、当行定款第 16 条第 1 項の取得条項に基づき、定款所定の金銭(1 株につき 2,500 円、総額 2,500 億円)の交付と引き換えに取得を行うこと並びに当該取得の効力発生日を平成 22 年 4 月 1 日とすることを決議しております。

上記決議に基づき、当行は平成 22 年 4 月 1 日付けで第一回第二種優先株式の全部を取得しております。

第 5 期 決 算 公 告

平成22年6月30日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行
頭取 永易 克典

貸借対照表(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	5,533,893	預 金	103,976,222
現 預 け	1,291,690	当 座 預 金	8,031,917
コ ー ル 一 口 一 ン	4,242,203	普 通 預 金	51,114,281
買 現 先 勘 定	204,167	貯 蓄 預 金	1,060,280
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証	381,253	通 知 預 金	1,338,738
買 入 金 取 引 債 権	4,827,881	定 期 預 金	37,577,348
特 定 取 引 債 権	2,295,765	定 積 預 金	69
商 品 有 価 証 券	7,556,066	そ の 他 の 預 金	4,853,587
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	119,723	譲 渡 性 預 金	9,604,478
特 定 取 引 有 価 証 券	275	コ ー ル マ ネ ー	1,075,399
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	6,814	売 現 先 勘 定	4,713,556
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	595	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保	2,670,935
特 定 金 融 派 生 商 品	4,984,339	特 定 取 引 負 債	4,877,129
そ の 他 の 特 定 取 引 資 産	2,444,316	商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	165
金 銭 の 信 託	42,573	特 定 取 引 売 付 債 券	12,251
有 価 証 券	52,068,380	特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	204
国 債	35,311,982	特 定 金 融 派 生 商 品	4,864,506
地 方 債	279,812	借 入 金	5,159,050
社 債	4,032,538	借 入	5,159,050
そ の 他 の 証 券	4,273,633	外 国 為 替	743,188
投 資 損 失 引 当 金	8,170,412	外 国 他 店 預 り	652,330
割 引 手 形 手 貸 貸 付	△ 56,627	外 国 他 店 借 替	30,444
手 証 当 座 貸 貸	69,106,624	未 払 外 国 為 替	4,301
外 国 為 替	185,518	社 会 的 他 負 債	56,113
外 国 他 店 預 け	3,605,510	未 決 済 為 替 借 替	4,136,930
外 国 他 店 為 替	55,799,203	未 払 法 人 税 等	8,801
買 取 立 外 国 為 替	9,516,391	未 払 費 用	20,492
未 決 済 為 替	1,042,933	未 前 受 取 一 益	194,261
未 払 費 用	103,366	給 付 補 填 備 金 勘 定	39,886
未 収 取 入 証 拠 金	49,719	先 物 取 引 差 金	12
先 物 取 引 差 金 勘 定	653,379	借 入 商 品 債 券	1,910
先 金 融 派 生 商 品	236,467	リ ー ス 債 務	70,248
有 形 固 定 資 産	3,783,574	そ の 他 の 負 債	1,559,632
建 築 資 産	32,271	賞 与 引 当 金	3,680
土 地 資 産	4,669	退 職 給 付 引 当 金	1,091,923
建 設 資 産	206,705	ポ ー ト フ ォ ー 引 当 金	17,003
無 形 固 定 資 産	13,265	偶 発 損 失 引 当 金	140
ソ フ ト ウ ェ ア 資 産	50	特 別 法 上 の 引 当 金	12,413
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,834,123	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	739
繰 延 税 金 資 産	1,692,488	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	44,001
支 払 承 引 当 金	886,516	支 払 承 継 諸 計	31
貸 倒 引 当 金	206,382	負 債 の 部 合 計	146,365,062
	599,341	(純 資 産 の 部)	
	3,426	資 本	1,711,958
	12,813	資 本 剰 余 金	3,878,275
	64,552	資 本 準 備 金	1,711,958
	306,339	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,166,317
	244,627	利 益 剰 余 金	1,379,041
	68	利 益 準 備 金	190,044
	61,643	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,188,997
繰 延 税 金 資 産	507,267	行 員 退 職 手 当 基 金	2,432
支 払 承 引 当 金	6,160,690	別 途 積 立 金	718,196
貸 倒 引 当 金	722,486	繰 越 利 益 剰 余 金	468,368
		株 主 資 本 合 計	6,969,275
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	260,775
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	112,231
		土 地 再 評 価 差 額 金	217,470
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	590,477
資 産 の 部 合 計	153,924,815	純 資 産 の 部 合 計	7,559,752
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	153,924,815

損益計算書 { 平成21年 4月 1日から
平成22年 3月31日まで }

(単位:百万円)

	科 目	金 額
経	常 収	2,916,427
資	金 運 用 収	1,791,691
	貸 出 金 利 息 配 当	1,153,280
	有 価 証 券 利 息	387,349
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	1,641
	買 現 先 利 息	2,219
	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	5,452
	預 金 け 金 プ 受 入 利 息	23,279
	そ の 他 の 引 受 入 利 息	134,354
役	務 取 引 替 手 数 収 益	84,114
	受 入 為 替 役 務 収 益	526,339
	そ の 他 の 取 引 収 益	160,165
特	定 有 価 引 証 券 収 益	366,173
	商 定 取 引 融 有 派 生 取 引 収 益	110,643
	特 定 の 他 の 特 業 務 収 益	2,901
	そ の 他 の 為 替 売 却 収 益	68
	外 国 債 の 他 の 債 の 経 常 収 益	96,860
	株 金 の 式 の 他 の 信 託 運 用 収 益	10,812
	そ の 他 の 債 の 経 常 収 益	314,389
	株 金 の 式 の 他 の 信 託 運 用 収 益	103,989
	そ の 他 の 債 の 経 常 収 益	183,601
	株 金 の 式 の 他 の 信 託 運 用 収 益	26,798
	そ の 他 の 債 の 経 常 収 益	173,363
	株 金 の 式 の 他 の 信 託 運 用 収 益	130,842
	そ の 他 の 債 の 経 常 収 益	0
	株 金 の 式 の 他 の 信 託 運 用 収 益	42,521
経	常 費	2,508,601
資	金 調 達 費	483,697
	預 讓 渡 性 預 金 利 息	190,480
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	41,574
	売 現 先 利 息	3,868
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	13,289
	借 社 の 他 の 引 支 等 利 息	1,165
	そ の 他 の 債 の 支 払 利 息	110,274
役	務 取 引 替 手 数 費 用	87,257
	支 払 の 他 の 業 務 費 用	35,786
	そ の 他 の 債 の 支 払 利 息	134,614
そ	の 債 等 債 券 売 却 損	32,803
	国 債 等 債 券 償 還 損	101,811
	国 債 等 債 券 償 還 損	249,239
	社 債 等 債 券 償 還 損	87,521
	金 融 派 生 商 業 品 費 用	17,785
	そ の 他 の 業 務 費 用	11,219
	国 債 等 債 券 償 還 損	2,949
	社 債 等 債 券 償 還 損	96,246
営	所 の 他 の 業 務 費 用	33,516
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,080,498
	株 式 等 の 信 託 運 用 費	560,551
	株 式 等 の 信 託 運 用 費	145,582
	株 式 等 の 信 託 運 用 費	219,700
	株 式 等 の 信 託 運 用 費	83,143
	株 式 等 の 信 託 運 用 費	34,261
	株 式 等 の 信 託 運 用 費	4,670
	株 式 等 の 信 託 運 用 費	73,192
経	常 利	407,826

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息、売却損益及び評価損益）を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法によっております。なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に

基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は749,744百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から企業会計基準第19号「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（平成20年7月31日 企業会計基準委員会）を適用しております。

これによる未認識数理計算上の差異に与える影響は軽微であります。

なお、未認識数理計算上の差異は発生翌事業年度から費用処理することとしているため、当事業年度の財務諸表等に与える影響はありません。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(8) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する事業年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産及び負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平

成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識してまいります。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は5,654百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は6,478百万円(同前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建の金融資産及び負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用してまいります。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当事業年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した事業年度の費用に計上しております。

11. 手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

(金融商品に関する会計基準)

当事業年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は5,209百万円増加、投資損失引当金は34,543百万円減少、繰延税金資産は6,267百万円減少、その他有価証券評価差額金は9,180百万円増加し、経常利益は7,875百万円減少、税引前当期純利益は24,305百万円増加しております。

表示方法の変更

(損益計算書関係)

「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したため、当事業年度から区分して表示しております。

なお、前事業年度の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した「法人税等還付税額」は1,137百万円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額（親会社株式を除く） 1,928,048 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に129,977百万円含まれております。
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は490,517百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは9,570,924百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は89,791百万円、延滞債権額は836,861百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は24,730百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は265,398百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,216,781百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は798,061百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	985 百万円
特定取引資産	499,910 百万円
有価証券	545,127 百万円
貸出金	395,803 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	540,000 百万円
借入金	895,438 百万円
支払承諾	985 百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金12,625百万円、買入金銭債権155,200百万円、特定取引資産20,961百万円、有価証券4,625,484百万円及び貸出金4,568,640百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行って

る特定取引資産は 1,439,786 百万円、有価証券は 8,940,086 百万円であり、対応する売現先勘定は 4,713,556 百万円、債券貸借取引受入担保金は 2,597,241 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 15,405 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,221,880 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規程により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 54,247 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 714,830 百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 81,784 百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,089,791 百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債 2,245,346 百万円が含まれております。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,538,370 百万円であります。
16. 1 株当たりの純資産額 558 円 86 銭
17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 83 百万円
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属する電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(借手側)

1. 取得価額相当額

有形固定資産	78,453 百万円
無形固定資産	808 百万円
合計	79,261 百万円

2. 減価償却累計額相当額

有形固定資産	54,220 百万円
無形固定資産	556 百万円
合計	54,776 百万円

3. 年度末残高相当額

有形固定資産	24,233 百万円
無形固定資産	251 百万円
合計	24,485 百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低い
ため、支払利子込み法によっております。

4. 未経過リース料年度末残高相当額

1 年内	11,923 百万円
1 年超	12,749 百万円
合計	24,672 百万円

(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占
める割合が低い
ため、支払利子込み法によっております。

5. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	15,116 百万円
減価償却費相当額	15,131 百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- 19. 関係会社に対する金銭債権総額 3,105,847 百万円
- 20. 関係会社に対する金銭債務総額 4,024,294 百万円
- 21. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当
該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上す
ることとなっております。なお、当事業年度は資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の額を超えているため、
計上していません。

また、当行の定款の定めるところにより、優先株式を有する株主に対しては、次の各種優先株式の優先配当金
を超えて配当することはありません。

第一回第二種優先株式	1 株につき 60 円
第一回第四種優先株式	1 株につき 18 円 60 銭
第一回第六種優先株式	1 株につき 210 円 90 銭（ただし、平成 20 年 3 月 31 日を基準日とする優先 配当金については、1 株につき 80 円 68 銭）
第一回第七種優先株式	1 株につき 115 円（ただし、平成 21 年 3 月 31 日を基準日とする優先配 当金については、1 株につき 43 円）

22. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,218,557	百万円
年金資産（時価）	1,345,763	
<hr/>		
未積立退職給付債務	127,205	
未認識数理計算上の差異	179,929	
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△ 15,156	
<hr/>		
貸借対照表計上額の純額	291,978	
前払年金費用	304,392	
退職給付引当金	△ 12,413	

当事業年度の退職給付費用は以下のとおりであります。

勤務費用	27,176	百万円
利息費用	21,244	
期待運用収益	△ 31,477	
過去勤務債務の費用処理額	△ 6,175	
数理計算上の差異の費用処理額	55,433	
その他（臨時に支払った割増退職金等）	10,239	
<hr/>		
退職給付費用	76,440	

23. 当事業年度末の単体自己資本比率（国際統一基準）は16.34%であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との経常取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	56,103 百万円
役務取引等に係る収益総額	16,490 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	2,295 百万円
- 関係会社との経常取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	91,660 百万円
役務取引等に係る費用総額	22,985 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	13,604 百万円
その他の取引に係る費用総額	93,991 百万円
- 関係会社との経常取引以外の取引による取引高 5,155 百万円
2. 「その他の特別利益」には、投資損失引当金戻入益 34,027 百万円が含まれております。
3. 「その他の特別損失」は、子会社株式売却損 5,983 百万円であります。
4. 1株当たり当期純利益金額 28円37銭
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年度末残高 (百万円)
親会社	株式会社 三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都 千代田区	2,136,582	銀行持 株会社	直接 99.94% 間接 0.05% 合計 100.00%	金 銭 貸 借関係 役 員 の 兼任等	資金の貸付 (注) 1	143,855	貸出 金	1,800,150
							利息の受取 (注) 1	30,317	未収 収益	2,198
									前受 収益	506

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期限一括返済方式によるもの及び6年据置き後1年毎の分割返済方式によるものであります。なお、いずれも担保は受け入れておりません。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年度末残高 (百万円)
子会社	三菱UFJ住宅ローン保証株式会社	東京都 文京区	55,100	住宅ローン等の保証	直接 99.86%	保証取引 関係	当行住宅ローン等の保証(注) 1	10,473,329 (注) 2	-	-
子会社	ダイヤモンド信用保証株式会社	東京都 文京区	400	住宅ローン等の保証	間接 99.86%	保証取引 関係	当行住宅ローン等の保証(注) 1	3,563,653 (注) 2	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。
2 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年 度末残高 (百万円)
役員	石原 邦夫	なし	当行取締役	資金の貸付 (注) 1	－	貸出金	53
				利息の受取 (注) 1	1	未収収益	0
				資金の貸付 (注) 2	－	貸出金	5
				利息の受取 (注) 2	0	未収収益	0
役員	中川 徹也	なし	当行監査役	資金の貸付 (注) 3	－	貸出金	22
				利息の受取 (注) 3	0	未収収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間 25 年、1 ヶ月毎元利均等返済であります。
- 2 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間 1 年、期限一括返済であります。
- 3 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間 19 年 6 ヶ月、1 ヶ月毎元金均等返済であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及び短期社債等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△1,887

2. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	債券	250,176	254,500	4,323
	国債	250,176	254,500	4,323
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	958,451	993,394	34,942
	外国債券	—	—	—
	その他	958,451	993,394	34,942
	小計	1,208,628	1,247,894	39,266
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	81,026	80,883	△142
	外国債券	—	—	—
	その他	81,026	80,883	△142
	小計	81,026	80,883	△142
合計		1,289,654	1,328,777	39,123

(注) 時価は、原則として当事業年度末における市場価格等に基づいておりますが、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	49,047	39,371	△9,676
関連法人等株式	106,721	84,234	△22,487
合計	155,769	123,605	△32,164

(注) 1 時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,702,691
関連法人等株式	69,586
合計	1,772,278

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	2,145,286	1,438,160	707,125
	債券	19,036,073	18,880,521	155,552
	国債	15,622,488	15,524,235	98,252
	地方債	266,824	258,707	8,117
	社債	3,146,761	3,097,578	49,182
	その他	4,759,672	4,604,608	155,063
	外国株式	152,118	97,616	54,501
	外国債券	4,266,898	4,193,906	72,991
	その他	340,655	313,085	27,570
	小計	25,941,031	24,923,289	1,017,742
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	1,221,243	1,542,692	△321,448
	債券	20,338,083	20,389,283	△51,199
	国債	19,439,317	19,468,365	△29,047
	地方債	12,988	13,064	△75
	社債	885,777	907,853	△22,075
	その他	2,291,569	2,418,838	△127,269
	外国株式	4	5	△1
	外国債券	1,402,458	1,429,771	△27,313
	その他	889,106	989,061	△99,954
	小計	23,850,897	24,350,814	△499,917
合計		49,791,929	49,274,104	517,825

(注) 1 貸借対照表計上額は、原則として当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものでありますが、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

2 なお、上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより20,220百万円（費用）を損益に反映させた結果、純資産直入の対象となる額は538,045百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額6,270百万円を加えた544,315百万円から繰延税金負債211,463百万円を控除した額332,852百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

3 上表には、時価を把握することが極めて困難と認められる「その他有価証券」は含んでおりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	463,662	126,583	72,632
債券	45,885,883	100,904	34,550
国債	45,396,150	99,536	33,444
地方債	198,034	161	288
社債	291,698	1,206	817
その他	14,903,401	105,157	81,548
外国株式	46,038	3,488	10,511
外国債券	14,583,362	82,695	52,971
その他	273,999	18,973	18,065
合計	61,252,947	332,645	188,731

6. 当事業年度前に保有目的を変更した有価証券

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成22年3月31日現在）

	時価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表に計上され たその他有価証券評価 差額金の額（百万円）
その他（買入金銭債権）	1,007,126	972,327	△72,076

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当事業年度における減損処理額は、時価を把握することが極めて困難と認められるものも含め、46,971百万円（うち、株式22,843百万円、債券その他24,128百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（追加情報）

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当事業年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成22年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	42,573	44

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	446,814 百万円
有価証券評価損	293,764
税務上の繰越欠損金	267,209
その他有価証券評価差額金	93,244
退職給付引当金	85,838
その他	<u>458,895</u>
繰延税金資産小計	1,645,766
評価性引当額	<u>△ 621,194</u>
繰延税金資産合計	1,024,571

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	275,776
繰延ヘッジ損益	76,615
合併時 ^有 価証券時価引継	68,617
退職給付信託設定益	65,996
その他	<u>30,297</u>
繰延税金負債合計	517,303
繰延税金資産の純額	<u>507,267 百万円</u>

(重要な後発事象)

1. 優先株式の取得について

当行は平成 22 年 2 月 24 日開催の取締役会において、当行発行の第一回第二種優先株式の全部（1 億株）につき、資本政策の一環として、当行定款第 16 条第 1 項の取得条項に基づき、定款所定の金銭（1 株につき 2,500 円、総額 2,500 億円）の交付と引き換えに取得を行うこと並びに当該取得の効力発生日を平成 22 年 4 月 1 日とすることを決議しております。

上記決議に基づき、当行は平成 22 年 4 月 1 日付けで第一回第二種優先株式の全部を取得しております。